

に指示し、民生部長が避難所配備職員に対して、開設指示を連絡する。

- ・住民への避難場所の開設情報は、防災無線、かわべえメール、ホームページ等で周知する。
- ・避難場所を開設したときは、避難者数、負傷者数、連絡窓口等を避難状況報告書(様式第3号)により民生部長に報告し、民生部長が災害対策本部へ報告する。

(3) 避難スペース

- ① 指定緊急避難場所のスペースは、避難者は町内全域及び帰宅困難者等の多くの方を対象としているため、自治会ごとの避難スペースを基本的に設けない。ただし、要配慮者及び傷病者等には、トイレの近い避難スペースを確保する。
- ② 感染症対策として、熱があるなど体調不良の避難者は、隔離スペースを設ける。

6 指定緊急避難場所の運営

(1) 指定緊急避難場所の運営

避難者の受け入れ、名簿の管理、避難者数、要配慮者の把握や支援等を行う。また、感染症対策に注意した避難場所運営を行う。

- ① 避難場所生活の心得(様式5)を避難者の目のつきやすい場所に掲示する。
- ② 開設の準備が整いしだい、避難者の受け入れを開始する。(受付に消毒液の設置、検温を実施する。)
- ③ 受付時に避難者名簿用紙(様式4)を配布して世帯ごとに記入し、提出してもらう。(受付が混雑している時は、記入用紙を配布して、速やかに提出してもらう。)

なお、受付担当者は、避難者に熱があるなどの体調不良の方からの申出やマスクの着用、避難場所内でのこまめな手洗い、咳エチケットを守ってもらうように呼びかけ、感染症対策を徹底する。

(地域防災計画、第2編風水害対策計画、第3章風水害応急対策計画、第11節避難計画の新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所における感染症対策をもとに避難場所運営を行う。(改正予定))

- ④ 避難所配備職員が中心となり、開設時の運営を行うが、必要に応じて、自治会等地域の方にも運営の協力を依頼する。
- ⑤ ペットを連れて避難したときはケージに入れて、他の避難者の迷惑にならないようにし、専用スペースで受け入れをする。(盲導犬、介助犬は、避難者といっしょとする。)

※ 広域避難場所は、避難した車の台数を確認する。(可能であれば避難者数を確認する。)

(2) 傷病者の対処

傷病者が出た場合は、できる範囲で応急手当を行い、対処が難しい場合は、消防署に連絡し救助、救命を依頼し、民生部長に報告する。民生部長は災害対策本部へ報告する。

(3) 施設内の環境整備と管理

立入禁止場所等の周知や避難場所の環境整備を行う。(施設内の清掃、ゴミの各自持ち帰りを避難者に呼びかける。)

※ 広域避難場所は、高台避難を目的としているため、トイレがない。携帯用のトイレを携行する。

(4) 物資の運搬と管理

必要に応じて避難者に、毛布、食料、飲料水等の備蓄品を配布する。備蓄品が不足する場合は、民生部長に報告し依頼する。民生部長は災害対策本部へ報告する。

※ 広域避難場所に避難される方は、食料、飲料水、物資等の配布はないので、各自で避難に必要な用品の確保をする。

(5) 情報の収集と伝達

避難所配備職員は、避難所の避難者数や混雑状況を報告する。また、避難者から不安や不自由さなど、情報を収集し民生部長に伝達をする。(改善ができるものは対応する。)また、町から風水害の状況など、情報を開示して避難者の不安を取り除く。

(6) 連絡方法

民生部長への連絡方法は、移動系無線機を使用する。また、情報共有を図るため、民生部のグループラ

インも活用し連絡する。

7 要配慮者が避難した場合の対応

(1) 要配慮者に対する支援

支援が必要な方が避難した場合は、避難所配備職員及び避難者の協力により、付き添いや専用の配慮スペースの確保、車いす等の準備をする。

○要配慮者の支援（例）

	支 援 の 例
障がい者	<ul style="list-style-type: none">・ 歩行速度に気をつけて付き添い案内する。・ 身振り等で状況を知らせ、状況により筆談で情報を伝える。・ 車いすを使用し移動を補助する。・ 音声だけの情報ではなく、情報を文字に書いて掲示する。
高齢者	<ul style="list-style-type: none">・ 大きな声でゆっくり話かける。・ トイレの近い場所に避難スペースを設ける。
妊婦（母子）	<ul style="list-style-type: none">・ 授乳室のスペースを設ける。
外国人	<ul style="list-style-type: none">・ やさしい日本語（短く簡単な言葉）でゆっくり説明する。・ メモを活用する。

(2) 要配慮者への情報伝達

避難場所における情報は、避難者にとって大変重要です。特に、視覚障がい者、聴覚障がい者などは、情報の取得が困難な方に対して、音声や掲示板等を利用して情報発信を行い、確実に情報伝達を行う。

8 避難場所の閉鎖前に帰宅する避難者への対応

風雨のピークや台風が過ぎ去ったとしても、遅れて河川が増水することや、道路冠水が発生するなど、直ぐに自宅に戻ることは危険が伴う。避難勧告が解除される前（避難場所を閉鎖する前）に、避難場所を離れることのないよう徹底する。

9 避難場所の閉鎖

避難場所の閉鎖は、災害対策本部会議で決定され、民生部長から避難場所配備職員に閉鎖が指示されます。避難場所の閉鎖チェックリスト（様式2）をもとに、避難場所を閉鎖します。

(1) 避難者の退所手続き

避難者に退所手続き、退所時及び帰宅時の注意事項を呼びかける。

- ① 避難者がスムーズに退所できるよう可能な範囲で名簿をもとに帰宅者を確認する。
- ② ゴミは各自で持ち帰ること、靴の履き間違えに注意すること、傘、上着、貴重品等の避難スペースに忘れ物がないか確認すること。
- ③ 要配慮者の退所にあたっては、必要な支援や配慮に努める。
- ④ 単独で帰宅が困難な場合は、要配慮の親族等へ連絡し、迎えの手配等を支援する。
- ⑤ 避難者全員が退所したことを確認する。

(2) 施設の原状復帰

避難スペース内の清掃、立入禁止場所の張り紙の撤去、施設内や倉庫内に異常がないか確認する。異常が確認された場合は、民生部長に報告する。

※ 広域避難場所は、駐車場にゴミ等が落ちていないか確認する。

(3) 物資の整理、片付け

物資の数量把握や片付けを行う。

- ① 毛布、食料品、消耗品等、その他使用物品の使用数量を把握する。

- ② 倉庫から取り出した備蓄品を確認する。片付ける。
- ③ 毛布を使用した場合、クリーニングに出す必要があるため、搬送しやすいようまとめる。

(4) 情報の伝達

- ① 避難場所配備職員は、避難者に避難場所が閉鎖することを伝える。
- ② 閉鎖する際に自宅に戻れない方がいた場合は、民生部長と調整する。
- ③ その他、民生部長から報告するよう指示された情報について報告する。

※ 町内が浸水し、自宅に戻れないときは、総務部で近隣市町に依頼し、近くの避難所を開設するので、避難所に移動するよう情報を伝える。避難所の運営は地域防災計画の避難所運営マニュアルに基づき、開設・運営を行う。

開設準備チェックリスト

項 目	内 容
避難場所の開設	<input type="checkbox"/> 施設の開錠
	<input type="checkbox"/> 窓ガラス、ドア等の破損確認
	<input type="checkbox"/> 水道、電気等の使用の可否
	<input type="checkbox"/> トイレの使用可否
	<input type="checkbox"/> 開設セットの準備 (筆記用具、避難者名簿、電池等)
	<input type="checkbox"/> 避難スペースの確保
	<input type="checkbox"/> ペットの受入スペースの確保
	<input type="checkbox"/> 施設入口から避難スペースの経路の掲示
	<input type="checkbox"/> 立入禁止区域の設定と表示
	<input type="checkbox"/> 避難スペースのルールを掲示
	<input type="checkbox"/> 資器材等の確認と準備
避難スペースに用意する資機材等	<input type="checkbox"/> 翻訳機
	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン
	<input type="checkbox"/> ラジオ
	<input type="checkbox"/> 拡声器
	<input type="checkbox"/> 毛布
	<input type="checkbox"/> エアーマット、シート等
	<input type="checkbox"/> プライベートテント <input type="checkbox"/> 救急箱
停電時の留意点	<input type="checkbox"/> 懐中電灯の用意、ランタンの設置
備考	

閉鎖時チェックリスト

項 目	内 容
避難者への呼びかけ	<input type="checkbox"/> 避難場所の閉鎖予定を伝える
	<input type="checkbox"/> 避難スペースに忘れ物をしないこと
	<input type="checkbox"/> 靴の履き間違いに注意すること
	<input type="checkbox"/> ゴミは各自で持ち帰ること
	<input type="checkbox"/> 避難スペースは各自で清掃すること
	<input type="checkbox"/> ペット飼い主は、ペット避難スペースの清掃に協力すること
	<input type="checkbox"/>
施設内の点検等	<input type="checkbox"/> 避難スペース、ペットスペースを清掃する
	<input type="checkbox"/> 立入禁止、生活ルール掲示の撤去
	<input type="checkbox"/> 使用場所に雨漏り等の異常がないことの点検
	<input type="checkbox"/> 受付を片付ける
	<input type="checkbox"/>
物資の整理、片付け	<input type="checkbox"/> 使用した消耗品等の数量を確認する
	<input type="checkbox"/> 使用した備蓄品を片付ける
	<input type="checkbox"/> 使用済みの毛布の枚数確認と収納場所の確認
	<input type="checkbox"/>
民生部への報告	<input type="checkbox"/> 避難者の情報を収集し、報告する
	<input type="checkbox"/> 自宅に帰れない方がいた場合の連絡調整
	<input type="checkbox"/>
施設の施錠	<input type="checkbox"/> 使用した避難スペース、校舎、門扉等を施錠する
	<input type="checkbox"/>
閉鎖時の留意点	
備考	

避難場所状況報告書

※第1報です。わかる範囲で速やかに報告する。

※本部（297-6058）にファックス

ファックスが使用不可の場合は、297-1811へ下記内容を電話で連絡する。

（固定電話が使用不可の場合は、防災無線（移動無線）を使用して連絡する）

避難場所名		災害対策本部受信者 _____
開設日時	月 日 時 分	
避難理由	避難指示・避難勧告・自主避難	

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難場所 連絡手段	FAX _____ ・ 電話 _____ 防災無線呼出番号 『かわじま _____』 その他 _____		
避難場所の 状況等	避難者数・避難世帯数	人 (男性 _____ 人・女性 _____ 人)	
		世帯 _____	
	避難場所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険	
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通	
緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）			
参集した避難所担当者			
参集した施設管理者			

避難者名簿用紙

避難場所名		受付者	
-------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所	☎						自治会名	
フリガナ 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	退去日	離散家族の氏名・続柄	
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						

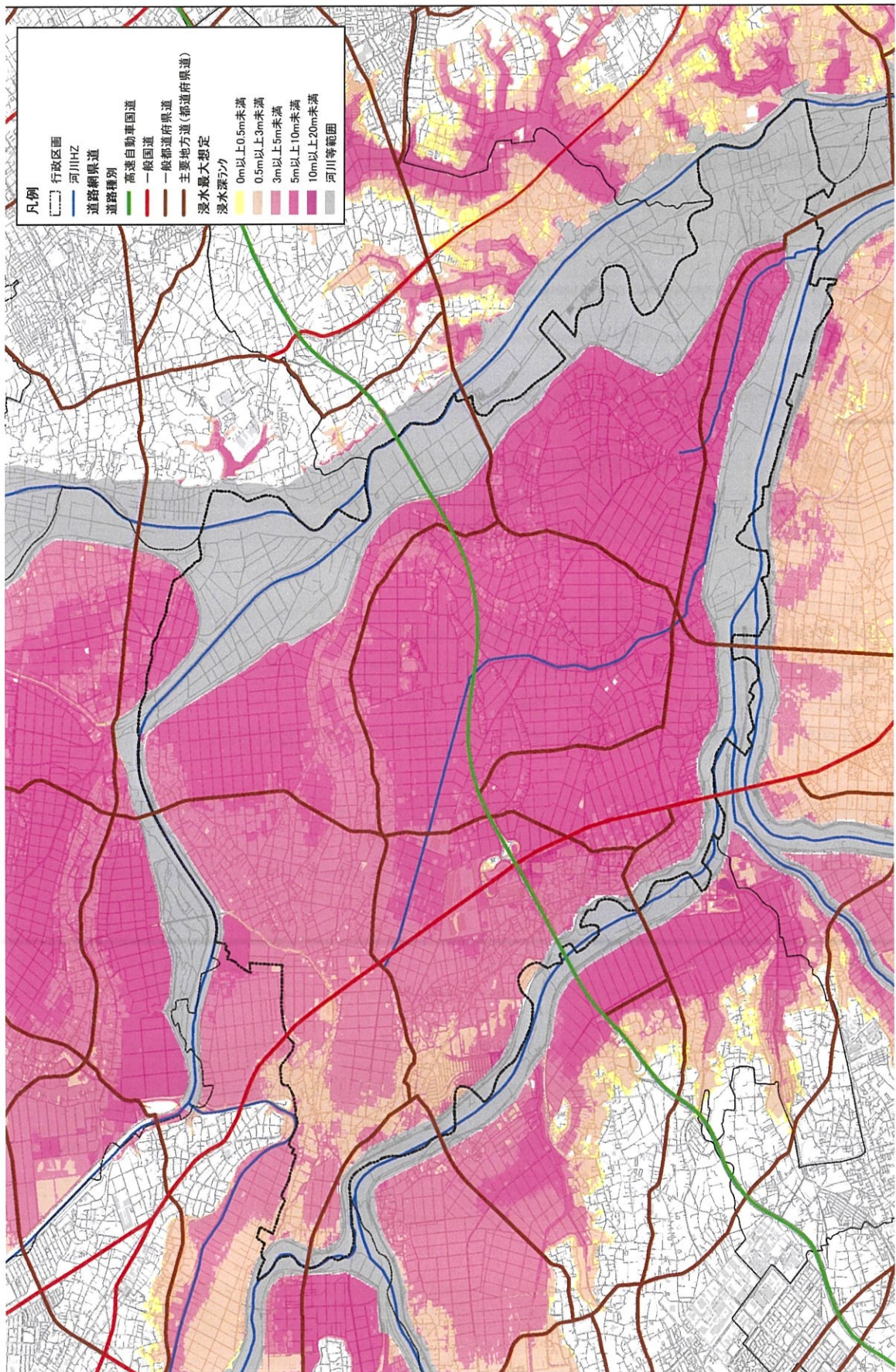
避難場所生活の心得

この避難場所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難場所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難場所は、水害被害がなくなることを目処に閉鎖します。
- 2 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は受付に連絡してください。また、退所する方は受付に連絡してください。
- 3 犬、猫などのペットは、決められた避難スペース。(飼い主と一緒にいることはできません)
- 4 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入ることを制限する場所もあります。
「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 5 食料、物資の配給は受付が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子ども、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク、おむつなど特別な要望は受付にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供をお願いする場合があります。
※ 配布には、避難者の方のご協力をお願いします。
- 6 消灯は、夜 10 時です。
 - 廊下は点灯したままとします。
- 7 携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 8 喫煙、飲酒を禁止します。また裸火の使用も禁止します。
- 9 不審な人物を見かけたら、受付まで連絡してください。
- 10 各種要望は、災害対策本部に要請しますので、受付までお申し出ください。

7 各河川の洪水浸水想定区域図及び避難勧告等発令の判断基準

荒川洪水浸水想定区域図



荒川（堤防の決壊・氾濫）

河川名	荒川 水位観測所 熊谷・治水橋	
対象地区	右記以外で影響を及ぼすおそれのある地区	堤防の近傍地区
避難準備（要配慮者避難） 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷の水位が氾濫注意水位 3.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき ・治水橋の水位が氾濫注意水位 7.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷の水位が氾濫注意水位 3.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき ・治水橋の水位が氾濫注意水位 7.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・熊谷の水位が避難判断水位 5.00mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時 ・治水橋の水位が避難判断水位 12.20mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・熊谷の水位が氾濫注意水位 7.50mに達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時 ・治水橋の水位が避難判断水位 12.20mに達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認

情報の入手先 荒川洪水予報 : 熊谷地方気象台
 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 荒川の水位 : 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 南中部の洪水警報（気象情報）：熊谷地方気象台
 雨量情報 : 熊谷地方気象台

【出典：荒川洪水浸水想定区域図（荒川上流河川事務所）】